

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社中山建設
法人番号 : 9060001013912
業者の住所 : 栃木県那須烏山市田野倉 8 1 9 - 1
- 2 指名停止の期間 : 令和 6 年 5 月 30 日～令和 6 年 8 月 29 日 (3 か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 全地区
- 4 事実概要
当該事業者の代表取締役は、令和 4 年 7 月～9 月、職務上の便宜を図った見返りとして、那須烏山市職員に賄賂を供与したとして、令和 6 年 3 月 7 日、贈賄罪で宇都宮区検察庁に略式起訴された。
- 5 指名停止の理由
4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 15 年 10 月機構規程第 83 号) 別表第 2 第 3 号 (下記参照) に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～2 省略	省略
(贈賄)	
3 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	全地区を対象として 3 か月以上 9 か月以内
イ 一般役員等	発生地区を対象として 2 か月以上 6 か月以内 発生外地区を対象として 1 か月以上 3 か月以内
ウ 使用人	発生地区を対象として 1 か月以上 3 か月以内
4～16 省略	

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041 (直通)